

広島市中学校体育連盟 大会参加チームの特例(H26改正)

広島市中学校体育連盟 複数校合同チーム編成規程

1 目的

この規程は、少子化の進行による学校の小規模化に伴い、単独チームによる大会参加の困難な学校が生じていることを配慮し、少人数の運動部に大会参加の機会を与え、運動能力・技能の向上をはかるとともに、生涯にわたって運動に親しめるよう活動の場を設けるという趣旨のものである。なお、競技力向上を目的とする合同チームは適用されない。

2 合同チームの編成の範囲

合同チームとは学校の部活動として日常的に活動している複数（校数制限なし）の中学校でつくる一つのチームである。

3 大会参加の条件

広島市中学校体育連盟は、4の編成条件を満たしている合同チームに、広島市中学校体育連盟主催二大会（市選手権・市新人大会）への出場を認めるものとする。

4 編成の条件

(1) 競技

合同チームの編成は個人の部を持たない下記の5種目の団体競技とする。なお、個人種目を持つ競技は複数校合同チームによる団体戦及びリレーへの参加は認めない。

- ①バスケットボール ②サッカー ③軟式野球
④バレーボール ⑤ソフトボール

(2) 編成基準人数について

学校の部活動として日常的に活動しているが、所属する部員が試合を行う最少人数に達していない場合、市内の学校が集まって下記の編成基準人数を上回らないなかで合同チームを編成することができる。（校数制限なし）

編成基準人数

①バスケットボール	…15人	②サッカー	…18人
③軟式野球	…18人	④バレーボール	…12人
⑤ソフトボール	…18人		

以下の場合には例外として合同チームを編成することができる。

・所属部員数が試合を行う最少人数に達している学校と達していない学校が編成基準人数を上回らない場合。

・編成基準人数を上回らなければ大会に参加できないチームが発生する場合。(R6～)

試合を行う最少人数

①バスケットボール	…5人	②サッカー	…11人
③軟式野球	…9人	④バレーボール	…6人
⑤ソフトボール	…9人		

ひとつの学校が単独校と合同チームの双方で主催大会に出場することはできない。

また、区大会の参加方法については、各専門委員会で決定する。

(3) 編成の期間

承認された合同チームの資格は、当年度限りとする。

なお、市新人大会において承認された合同チームが、次年度、新学期の新入生入部により試合を行う最少人数に達した場合に限り、市選手権大会でも合同チームを編成することができる。（県大会も同様）(R5～)

5 編成の手続き

(1) 合同チームを編成するときは、各校の校長は、教育上合同チーム編成が必要であるという判断のもと、広島市中学校体育連盟に合同チームでの出場について申請する。

- (2) 広島市中学校体育連盟会長は、合同チーム編成の目的と条件に適合しているか審査を行い、合同が適正であると認められる場合、承認する。
- (3) 合同チームが勝ち進み県大会に出場した場合について、県中体連理事会、該当競技専門委員会にそれぞれ(別途県様式2・3)を添付し提出・連絡調整・報告などを行うので市中体連事務局と連携をとる。
- (4) 合同チームでの参加が承認され決定したときは、大会まで数回の合同練習会を設け、練習を行う。
- (5) 申請期間は当年度4月1日から各競技の新人大会申し込み締め切りまでとする。**大会ごとに随時提出する。**

6 チーム名及びユニフォームについて

チーム名は出場する各校の校名を連記する。校名の順番は、各校間で話し合い決定する。ユニフォームについては、該当の学校のものを使用することを原則とする。

7 引率・監督について

- (1) 合同練習会について
引率については、参加各校の校長または教員・部活動指導員があたるものとする。
- (2) 大会引率について
引率・監督については、参加各校の校長または教員・部活動指導員があたるものとする。

8 実施上の配慮事項

- (1) 複数校合同チームに参加する場合の移動について
移動の方法については、徒歩を原則とし、必要に応じて交通機関を利用する。
- (2) 事故責任について
 - ① 活動場所への移動中の事故については、生徒の所属校及び受け入れる学校が責任を持つものとする。
 - ② 活動場所への移動中の事故処理は、生徒の所属校が行う。
 - ③ 活動場所への移動中の事故については、日本スポーツ振興センターの災害共済給付が適用される。
 - ④ 活動中の事故については、受け入れ校で処理を行う。ただし、日本スポーツ振興センターへの手続きは、生徒の所属校の校長が行う。
- (3) 練習の参加について
 - ① 参加生徒は、受け入れ校の部活動規程(規則)に従って活動する。
 - ② 参加生徒については、双方の担当者(顧問等)が連絡を取り合い、学校間のトラブルにならないように配慮する。
 - ③ 練習などの連絡や出欠の確認は、双方の担当者(顧問等)が連絡を取り合って行う。
- (4) その他
 - ・複数校合同チーム実施の目的及び活動内容・方法などを、生徒や保護者に周知し、円滑に実施できるように各学校で工夫する。
 - ・新人大会については生徒の大会参加ができるだけ可能になるよう、各専門委員会で工夫する。

9 附 則

この規程は、平成14年4月 1日から施行する。

平成21年4月21日 一部改正(大会前の申請書コピー送付先の変更)

平成26年3月 5日 改正

令和 5年4月11日 一部改正(選手権合同チームについて)

令和 6年4月12日 一部改正(合同チーム編成基準人数の特例)